

「交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議 取りまとめ案」に関する意見募集について

令和6年9月27日
国土交通省物流・自動車局

本年5月15日に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(令和6年法律第23号)による改正後の物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号。以下「新物効法」という。)の荷主・物流事業者に対する規制的措置の施行に向けて、令和6年6月から「交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議」において、同法に基づく基本方針、判断基準、特定事業者の指定基準等の内容について審議し、合同会議取りまとめ案を作成しました。

ついては、本取りまとめ案について意見募集を実施いたしますので、御意見がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議 取りまとめ案

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口(e-Gov)(<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント(意見募集中案件一覧)」欄に掲載するほか、国土交通省物流・自動車局物流政策課において資料を配布します。

3. 意見募集期間

令和6年9月27日(金)10時から令和6年10月26日(土)24時まで(必着)

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならない、次のいずれかの方法で提出してください。FAX・電話・電子メールによる意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①オンラインの意見提出フォームを使用する場合(推奨)

「パブリックコメント:意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領(提出先を含む)」を確認の上、備考に記載の意見提出フォームURLより提出してください。

②郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省物流・自動車局物流政策課 法規班 宛て

5. 留意事項

御意見については、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを除いて公表されることがあります。

氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

6. お問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局物流政策課 法規班(電話番号:03-5253-8801)

国土交通省物流・自動車局物流政策課 意見募集担当 宛て

「交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議 取りまとめ案」に対する意見

1. 氏名

2. 所属（法人名等）

3. 住所（任意）

4. 電話番号

5. 電子メールアドレス

6. 意見

【該当箇所】※ページ数と行数を明記ください。

【意見】※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点ごとに提出願います。

（1枚1論点、1投稿1論点）